

平成31年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

健康医療局

目 次

ページ

1	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 新旧対照表	1
2	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	2
3	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表	5
4	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表	6

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条（略） （定義）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。</p> <p>(2)～(10)（略）</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に<u>規定する製造たばこ（喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。）</u>をいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。</p> <p>(2)～(10)（略）</p>
<p>第3条～第16条（略） （指導及び勧告）</p>	<p>第3条～第16条（略） （指導及び勧告）</p>
<p>第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）又は第15条第1項（<u>第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。</p>	<p>第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。</p>
<p>第18条～第20条（略） （特例第2種施設）</p>	<p>第18条～第20条（略） （特例第2種施設）</p>
<p>第21条（略）</p> <p>2 第15条第2項、第16条から前条まで及び第24条の規定は、特例第2種施設については、適用しない。 （特定施設の特例）</p>	<p>第21条（略）</p> <p>2 第15条第2項、第16条から前条まで及び<u>第23条</u>の規定は、特例第2種施設については、適用しない。 （新規）</p>
<p>第22条 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第4号に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）にあつては、第8条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。</p> <p>2 特定施設に係る第9条第1項、第11条及び第15条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「禁煙の」を「公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）」と、第15条第1項第1号中「公共的空間」を「公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）」とする。</p>	
<p>第23条・第24条（略）</p>	<p>第22条・第23条（略）</p>

2 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）新旧対照表

新	旧
第1条～第8条（略） （多頭飼養の届出）	第1条～第8条（略） （新設）
<p>第8条の2 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬（生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 施設の所在地</p> <p>(3) 犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無</p> <p>(4) 飼養又は保管の方法</p> <p>2 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬及び猫の合計数が10未満となつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る法第10条第2項第6号に規定する飼養施設（以下「飼養施設」という。）において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</p> <p>(2) 法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合</p>	
第9条～第14条（略） （動物の譲渡）	第9条～第14条（略） （動物の譲渡）
第15条（略）	第15条（略）
2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。	2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、知事が指定する講習会を受講した上で、知事に譲渡の申請をしなければならない。
第16条・第17条（略） （勧告、命令等）	第16条・第17条（略） （勧告、命令等）
第18条（略）	第18条（略）
2～4（略）	2～4（略）

5 知事は、第8条の2第1項から第3項までの規定による届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

6 知事は、前1項から4項までの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第19条～第26条 (略)

第27条 第18条第6項の規定による措置命令(同条第1項及び第3項の規定に係る措置命令を除く。)に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第28条 (略)

第29条 第18条第6項の規定による措置命令(同条第1項の規定に係る措置命令に限る。)に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第30条・第31条 (略)

別表第2 (第22条関係)

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,060円
2 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,560円
3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事項の変更	第一種動物取扱業登録変更手数料	7,560円
4 (略)	(略)	(略)
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,390円
6 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,720円
7 (略)	(略)	(略)

(新設)

5 知事は、前各項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第19条～第26条 (略)

第27条 第18条第5項の規定による措置命令(同条第1項及び第3項の規定に係る措置命令を除く。)に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第28条 (略)

第29条 第18条第5項の規定による措置命令(同条第1項の規定に係る措置命令に限る。)に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第30条・第31条 (略)

別表第2 (第22条関係)

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録申請手数料	15,040円
2 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,540円
3 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録事項の変更	第一種動物取扱業登録変更手数料	7,540円
4 (略)	(略)	(略)
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,360円
6 法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,700円
7 (略)	(略)	(略)

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～103（略）	（略）	1～103（略）	（略）
104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（16）（略） （17） 条例第18条第6項の規定により、同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 （18）～（20）（略）	（略）	104 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（16）（略） （17） 条例第18条第5項の規定により、同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 （18）～（20）（略）	（略）
105～160（略）	（略）	105～160（略）	（略）

3 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号）
新旧対照表

改正	現行
<p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者<u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）</u>については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表

変更後						現 行							
1 (略)						1 (略)							
2 実践教育センターの学生等から徴収する料金の上限						2 実践教育センターの学生等から徴収する料金の上限							
区分	入学検定料	入学料		授業料 又は履修料		証明書 交付手 数料	区分	入学検定料	入学料		授業料 又は履修料		証明書 交付手 数料
		神奈川県内に住所を有する者	神奈川県内に住所を有する者	神奈川県内に住所を有する者	神奈川県内に住所を有する者				神奈川県内に住所を有する者	神奈川県内に住所を有する者			
学生	8,800 円	7万100 円	14万 200円	年額 24万 4,400円	年額 48万 8,800 円	(略)	学生	8,600 円	6万 8,800円	13万 7,600 円	年額 23万 3,300円	年額 46万 6,600 円	(略)
科目 等履 修生	4,400 円	1万 4,300円	2万 3,800 円	1 学科目につき、6,000円に当該学科目の時間数を乗じ、その額を15で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）		(略)	科目 等履 修生	4,300 円	1万 4,000円	2万 3,400 円	1 学科目につき、5,700円に当該学科目の時間数を乗じ、その額を15で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）		(略)
3・4 (略)						3・4 (略)							
5 適用時期 この料金の上限額は、平成31年10月1日から適用する。						5 適用時期 この料金の上限額は、平成30年4月1日から適用する。 ただし、実践教育センターの授業料の、その他の者の上限については平成31年4月1日から適用する。							

